別紙様式第３（附則第25条関係）（平23内府農水令６・追加、平27内府農水令４・令元内府農水令２・令２内府農水令17・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

資本整理等実施要綱

年　　月　　日提出

（提出者）所在地
特別対象組合等名
代表理事　　氏名
所在地
農林中央金庫
代表理事理事長　　氏名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第17条第１項の規定に基づき、資本整理等実施要綱を次のとおり提出します。

記

第１　信用事業再構築の内容

第２　資本整理の内容

第３　資本整理を行うために農水産業協同組合貯金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補塡の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

第４　信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項（当該信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡（以下「合併等」という。）でない場合に限る。）

第５　事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等でない場合に限る。）

（記載上の注意）

１．一般的事項

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

２．提出者

提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象組合等及び農林中央金庫の代表者の氏名を記載すること。

３．信用事業再構築の内容

信用事業再構築（資本整理を含む。）の内容及び実施時期並びにその実現までの計画について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

⑴　信用事業再構築の内容が合併等である場合には、合併等に関する契約の内容など、その実現性の確保に関する事項

⑵　信用事業再構築の内容が合併等でない場合には、会員又は組合員からの

出資その他の指定支援法人以外の者からの支援の受入れの内容及びその実施時期など、その実現性の確保に関する事項

⑶　信用事業再構築後の当該特別対象組合等又は特別対象組合等の事業を引き継ぐ相手方組合等における業務の方針（当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における事業の方針を含む。）

⑷　経営に関連する各種指標については、（別表１）により過去の実績又は実績見込み及び信用事業再構築後の当該特別対象組合等又は特別対象組合等の事業を引き継ぐ相手方組合等の３年間における見通し

⑸　信用事業再構築後における剰余金の処分の方針（配当に関する方針（別表２）を含む。）

４．資本整理の内容

資本整理の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

⑴　資本整理の措置が、予定している信用事業再構築の内容に照らし必要である理由

⑵　資本整理を行うに当たり適切に資産査定がなされる体制の整備に関する事項

５．資本整理を行うために農水産業協同組合貯金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補塡の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

法附則第18条又は第19条の規定に基づく農水産業協同組合貯金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補塡の措置の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

⑴　当該措置に必要な額の算出根拠に関する事項

⑵　当該措置が、予定している信用事業再構築の内容に照らし必要である理由

６．信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項

信用事業再構築が合併等でない場合には、当該信用事業再構築後の特別対象組合等における経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

７．事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

信用事業再構築が合併等でない場合には、当該信用事業再構築後の特別対象組合等における業務の方針を踏まえ、（別表１）に記載した経営に関連する各種指標を実現するための具体的な方策を記載すること。

（別表１）（単体）

		年　月末 実績	年　月末 実績	年　月末 実績／実績見込み	年　月末 見通し	年　月末 見通し	年　月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計						
	うち貸出金						
	負債の部合計						
	うち貯金・譲渡性貯金						
	純資産の部合計						
	うち出資金						
	うち回転出資金						
	うち資本準備金						
	うち利益剰余金						
	うち利益準備金						
	うち土地再評価差額金						
	うちその他有価証券評価差額金						
	うち自己優先出資、処分未済持分						
	事業総利益						
	うち信用事業収益						

損益	資金運用収益				—	—	—
	うち貸出金利息				—	—	—
	役務取引等収益				—	—	—
	その他事業直接収益				—	—	—
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）				—	—	—
	その他経常収益				—	—	—
	うち信用事業費用						
	資金調達費用				—	—	—
	うち貯金・譲渡性貯金利息				—	—	—
	役務取引等費用				—	—	—
	その他事業直接費用				—	—	—
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却）				—	—	—
	その他経常費用						
	うち一般貸倒引当金繰入額						
	うち不良債権処理損失額						

	うち個別貸倒引当金繰入額				—	—	—
	うち貸出金償却				—	—	—
	うちその他の処理額				—	—	—
事業管理費							
	うち人件費				—	—	—
	うち物件費				—	—	—
事業外損益							
経常利益							
特別損益							
税引前当期利益					—	—	—
法人税、住民税及び事業税					—	—	—
法人税等調整額					—	—	—
当期剰余金							
資金運用利回					—	—	—
	貸出金利回				—	—	—
資金調達原価率					—	—	—
	貯金等利回 （＝（貯金利息＋譲渡性貯金利						

経営指標（%）	息）／貯金・譲渡性貯金平均残高合計）				—	—	—
	資金調達経費率（＝事業管理費／貯金・譲渡性貯金平均残高合計）				—	—	—
	貯貸率				—	—	—
	総資金利鞘（＝資金運用利回－資金調達原価率）				—	—	—
	貯貸金利鞘（＝貸出金利回－貯金等利回－資金調達経費率）				—	—	—
	当期剰余金ＲＯＥ（＝当期剰余金／純資産）				—	—	—
	当期剰余金ＲＯＡ（＝当期剰余金／総資産）				—	—	—
不良債権	金融再生法開示債権残高						
	破産更生等債権額				—	—	—
	危険債権額				—	—	—
	要管理債権額				—	—	—
	正常債権額						
	総与信（＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額）						

関連指標	不良債権比率 （＝金融再生法開示債権残高／総与信）						
	リスク管理債権残高				—	—	—
	破綻先債権額				—	—	—
	（部分直接償却）				—	—	—
	延滞債権額				—	—	—
	３ヵ月以上延滞債権額				—	—	—
	貸出条件緩和債権額				—	—	—

（連結）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本	資産の部合計						
	うち貸出金						
	負債の部合計						
	うち貯金積金・譲渡性貯金						
	純資産の部合計						
	うち出資金						
	うち回転出資金						

勘定（平均残高）	うち資本準備金						
	うち利益剰余金						
	うち利益準備金						
	うち土地再評価差額金						
	うちその他有価証券評価差額金						
	うち自己優先出資、処分未済持分						
	事業総利益						
	うち信用事業収益						
	資金運用収益				—	—	—
	役務取引等収益				—	—	—
	その他事業直接収益				—	—	—
	その他経常収益				—	—	—
	うち信用事業費用						
	資金調達費用				—	—	—
	役務取引等費用				—	—	—
	その他事業直接費用				—	—	—
	その他経常費用						

損益	うち貸出金償却						
	うち貸倒引当金繰入額						
	うち一般貸倒引当金繰入額						
	うち個別貸倒引当金繰入額						
	事業管理費						
	事業外損益						
	経常利益						
	特別利益						
	特別損失						
	法人税、住民税及び事業税				—	—	—
	法人税等調整額				—	—	—
	非支配株主に帰属する当期利益				—	—	—
	当期剰余金						
経営指標（%）	当期剰余金ＲＯＥ （＝当期剰余金／純資産）				—	—	—
	当期剰余金ＲＯＡ （＝当期剰余金／総資産）				—	—	—

（記載上の注意）

1　上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2　信用事業再構築後の内容等により、適宜必要な修正をして記載することは、差し支えない。

3　事業年度末の計数を記載すること。

4　連結決算未実施の場合は、単体のみ作成することは、差し支えない。

（別表２）（配当に関する事項）

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
配当可能利益						
配当金総額						
普通出資配当金				―	―	―
優先出資配当金（貯金保険機構分）						
優先出資配当金（会員外調達分）				―	―	―
１口当たり配当金（普通出資）				―	―	―
１口当たり配当金（優先出資）				―	―	―
配当率（普通出資）				―	―	―
配当率（優先出資、貯金保険機構分）				―	―	―
配当率（優先出資、会員外調達分）				―	―	―
配当性向				―	―	―

（記載上の注意）

１　「貯金保険機構分」とは、法附則第５条第１項の決定を受けて農水産業協同組合貯金保険機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資に係るものをいう。

２　適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。